



【会派 NEWS】 2019(令和元)年 11 月 11 日号 週刊 Vol.37(改)
ご意見ご要望はお気軽に 〒184-0012 小金井市中町3-26-15-301
TEL 090-3345-6929 FAX 042-381-5074 watanabedaizou@gmail.com

こんな処理スキームでいいのか？

市長側が不正経理を「追認」する提案

教育委員会の職員が、学校施設の水道料金を払い忘れ、それを隠ぺいするために、自己資金92万円で支払うという不正経理を行い、領収証等を廃棄して証拠を隠滅した事件(なお当該職員が発生させた延滞利息は公費で支払われている)に関して、11月6日、西岡市長側から処理スキームが示されました。

少々分かりにくい話ですが、情報公開の観点で詳細に報告いたします。ご一読いただければ幸いです。

市長側が議会に示したメモ(全文)は以下の枠内の内容でした。

学校管理費における不適切な会計事務処理について説明メモ

1 私費払いについて

大前提 本来の債務者は地方公共団体たる小金井市である。(地方自治法第232条)

事実認定 当該元職員は小金井市の債務を弁済した。

対応 当該元職員は小金井市に対して求償権を有する。(民法第697条、第702条)

現状 当該元職員は求償権を行使する意思を示している。

2 延滞利息について

事実認定 当該元職員の行為によって、期限内での支払が極めて困難となり、延滞利息が発生した。

対応 小金井市は当該元職員に賠償請求する。(民法第709条)

現状 当該元職員に請求する予定である旨伝えている。

「2 延滞利息について」は、市に損害を与えた当該元職員に損害賠償させるとのスキームであり、これは

妥当だと思います。

問題は「1 私費払いについて」

地方自治法第232条は、市の事務に要する費用は、市が支払うべきことを定めています。つまり、小金井市はその事務に要する費用(この事件では「水道代」)を市として支払わなければならないのです。

したがって、小金井市は東京都水道局に92万円を支払うべきです。しかし、市は、水道局が「すでに(当該元職員による私費払いで)支払いは終わっており、市と水道局の間に債権債務関係はない」として受け取らない姿勢を示しているとしています。

これは変です。市が水道代を水道局に支払うのは地方自治法の規定に基づくものであり、官公庁である水道局が拒否することは法的に見て疑義があります。

市は、当該元職員に返金するという考え方を持ち出しました。それが、**事実認定**及び**対応**の所に書いてあることです。

これが「事務管理」になるの？

市は、当該元職員の行為を「事務管理」(民法第697条)と位置付けています。これも変です。解説によれば、「事務管理」とは「他人のためにするおせっかい」とのことです。事例としては「Aさんが、台風が近づいてきたので、隣家であるBさんの屋根を許可なく応急修繕してあげた」などが挙げられています。

しかし、今回の事件を見るに、市が望むことを代行したならともかく、当該元職員の不正経理が報道され、市の財務会計全般に対する市民の信頼が傷つけられており、およそ「事務管理」に該当するものとは思えません。それに民法699条では、事務管理を始めた者(当該元職員)は、本人(市)に対して遅滞なく報告する義務を有しているにもかかわらず、事実は隠ぺいされ、そのような報告は一切なかったのです。

しかし、市長側は、「事務管理」してもらったのだから、当該元職員に返還すると言うのです。本人も返還を求めているようです。

物証もないまま返還？

私は、念のため、市に対して「当該元職員が支払ったという物証はあるのですか？」と確認しました。すると市は「ありません。状況証拠だけです」というのです。公費を使って返還は妥当でしょうか？

市長側が組み立てた処理スキームは、端的に言えば「不正経理の追認」をするということです。これは市民常識に照らしていかげなものでしょうか。不正経理をおこなった職員に便宜を図る必要はありません。

では、どうするのが適切か

では、どう処理するのが適切でしょうか。私は、込み入った案件ほど、原則に立ち返って処理をすることが適切だと思います。

第一に、地方自治法上、市は水道代を水道局に納付しなければならないのですから、水道局に92万円を支払うべきです(水道局が受け取らないなら、都庁(本庁)と協議すべきですし、それでも解決しないなら供託する方法もあります)。

第二に、水道局にある92万円の扱いは、当該元職員と水道局の間で整理すべきです。具体的に言えば、当該元職員は自分が支払ったことを自ら証明すべきです(領収証等の公文書を廃棄したので、証明は困難ですが、自業自得です)。

はけと野川の環境を破壊する道路 市長の政策意思、いまだ不明

10月28日、西岡市長は、小池都知事に対して「優先整備路線に関する要望について」という文書を提出しました。優先整備路線とは、はけ(河岸段丘)の緑や野川の水辺を縦貫、横断する都市計画道路で、東西の3・4・1号線と南北の3・4・11号線の2路線。

西岡市長は、文中、両路線に関して、「現時点では」と前置いた上で「賛同できる状況にない」との認識を示し、さらなる「丁寧な御対応」を都に要望しました。

この文書は、12月1日告示・12月8日投票の市長選を目前に、一部の市民や市議が提出を要求。市長がそれに応じて提出に及んだ「選挙対策」文書の性格を有しているとされます。小金井市の最高責任者である市長が、はけの緑や野川の景観、閑静な住環境を激変させる道路計画に関して、はっきりとした政策意思を示さないのは不見識だと思います。「現時点では」などの言辞を弄(ろう)するのは、この問題にまじめに向き合っている市民を愚弄するものです。

そこで私は、11月8日の本会議で、西岡市長の政策意思を明らかにするよう求めました。しかし、西岡市長は、この2路線を「必要」と考えるのか「不必要」と考えるのか、答弁不能になってしまいました。政治家として恥ずかしい態度だと言わざるをえません。

この問題は、直接の当事者である東町、中町、前原町、貫井南町のみならず、ただでさえ渋滞がひどい五日市街道や北大通りへの影響、それを回避する抜け道として使われかねない、けやき通り、緑桜通りへの影響など、中央線北側への影響も強く懸念されます。まさに全市的課題です。

みんなの市長をつくる会こがねい

森戸よう子さんを擁立



私も役員の一員として参加している超党派の団体「みんなの市長をつくる会こがねい」は、このほど会として応援する市長選立候補予定者を決定しました。

市議会議員に連続8期当選し、議長、副議長、議会運営委員長などを歴任している森戸よう子市議会議員です(女性として初めて小金井市議会議長に就任したのが森戸さんです)。

森戸市議は11月8日に副議長及び市議会議員の職を辞し、無所属で立候補すべく本格的に準備をスタートしました。

森戸さんとは、情報公開制度や市民参加制度の創設、庁舎建設場所の問題(直接請求署名運動)、子育て環境の充実、財政援助団体の不正な財務会計問題など、いくつかの重要課題でいっしょに取り組んできました。私も「会」のメンバーとして支援します。

「会」では、以下の日程で「スタート集会」を開催する運びとなりました。ぜひご参加ください。

日時 11月17日(日)14時~16時

場所 小金井市商工会館 2F ホール

参加費無料/申込不要(直接会場へ)

渡辺大三 プロフィール

1966年5月2日、岩手県水沢市(現:奥州市)生まれ。秋田県横手市、宮城県仙台市、山形県山形市を経て、9歳から小金井市在住。小金井市立本町小学校、小金井市立小金井第一中学校、東京都立小金井北高等学校、中央大学法学部卒業。株式会社河北新報社(仙台市)で新聞記者。衆議院議員秘書を経て、1993年、小金井市議選に26歳で初当選。以降7期連続当選(直近4期は無所属で立候補し、当選)。公式サイト www.daizou.org